

北海道農政部手数料条例（平成12年3月29日条例第18号） 別表1（動物薬事関係抜粋）

令和6年4月1日改正

No.	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	徴収時期
23	法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の販売業に限る。）の許可の申請に対する審査	動物用医薬品販売業許可申請手数料	28,290円	許可申請のとき
24	法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の販売業に限る。）の許可の更新の申請に対する審査	動物用医薬品販売業許可更新申請手数料	11,610円	許可更新申請のとき
30	法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業（専ら動物のために使用されることが目的とされている高度管理医療機器等の販売業及び貸与業に限る。）の許可の申請に対する審査	動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料	28,290円	許可申請のとき
31	法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業（専ら動物のために使用されることが目的とされている高度管理医療機器等の販売業及び貸与業に限る。）の許可の更新の申請に対する審査	動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	11,610円	許可更新申請のとき
32	法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業（専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の販売業に限る。）の許可の申請に対する審査	動物用再生医療等製品販売業許可申請手数料	28,290円	許可申請のとき
33	法第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品の販売業（専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品の販売業に限る。）の許可の更新の申請に対する審査	動物用再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	11,610円	許可更新申請のとき
25	施行令第45条第1項（薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第6条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定に基づく許可証（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業に係るものに限る。）の書換え交付	動物用医薬品販売業許可証等書換え交付手数料	2,820円	書換え交付申請のとき
26	施行令第46条第1項（薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則第6条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定に基づく許可証（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業に係るものに限る。）の再交付	動物用医薬品販売業許可証等再交付手数料	3,950円	再交付申請のとき
27	法第33条第1項の規定に基づく配置販売業者又はその配置員（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の配置販売業者又はその配置員に限る。）に対する身分証明書の交付	動物用医薬品配置販売従事者身分証明書交付手数料	8,480円	交付申請のとき
28	法第33条第1項の規定に基づく配置販売業者又はその配置員（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の配置販売業者又はその配置員に限る。）に対する身分証明書の書換え交付	動物用医薬品配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料	2,820円	書換え交付申請のとき
29	法第33条第1項の規定に基づく配置販売業者又はその配置員（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の配置販売業者又はその配置員に限る。）に対する身分証明書の再交付	動物用医薬品配置販売従事者身分証明書再交付手数料	3,950円	再交付申請のとき
29の2	法第36条の8第2項の規定に基づく医薬品の販売又は授与（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品の販売及び授与に限る。）に従事しようとする者の登録の申請に対する審査	動物用医薬品販売従事登録申請手数料	10,890円	登録申請のとき
29の3	取締規則第115条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付	動物用医薬品販売従事登録証書換え交付手数料	2,820円	書換え交付申請のとき
29の4	取締規則第115条の13第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付	動物用医薬品販売従事登録証再交付手数料	3,950円	再交付申請のとき

※ 法：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

施行令：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）施行令（昭和36年政令第11号）

取締規則：動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）